

20歳がスタート! 国民年金



20歳になったみなさん、ご成人おめでとうございます。
国民年金は、20歳になったときから一生かかわってゆく社会保障制度のひとつで、日本国内に住所のある20歳以上60歳未満の人は、**国民年金に加入することが義務づけられています**。就職・退職・結婚など人生の節目には、加入する種類が変更することがありますので、そのつど必ず確認するようにしましょう!

～国民年金には20歳以上60歳未満のすべての方が加入します～

学生、フリーター、自営業者 農業、漁業など	➡	あなたは 第1号被保険者 です。 掛け金(令和2年度月額16,540円)を毎月納めなくてはなりません。
サラリーマン、公務員など (厚生年金・共済組合の加入者・会社から健康保険証をもらっている方など)	➡	あなたは 第2号被保険者 です。 掛け金は、給料から天引きされています。
サラリーマン、公務員 〈第2号被保険者〉に扶養されている配偶者(専業主婦など)	➡	あなたは 第3号被保険者 です。 掛け金の負担はありませんが、配偶者の会社に届出をしなければなりません。

《掛け金を納めるのが大変なときは! ?》

所得が少ない、失業した、学生なので収入がない、など掛け金を納めるのが難しいときは掛け金の免除制度(学生の方は、支払いを猶予される特例制度)があります。ぜひ一度窓口にご相談にいらしてください。

～国民年金の掛け金は忘れずに納めましょう!～

＝年金は世代と世代の支え合い＝

お問い合わせ先	町民課戸籍医療年金係 (☎2-2453)
	函館年金事務所国民年金課 (☎0138-56-1165)

児童手当制度に該当していませんか

- **支給対象**
児童手当等は、15歳到達後最初の3月31日までの間にある子ども(中学校修了前の子ども)を養育している方に支給されます。
- **支給額**

0歳～3歳未満	月額15,000円(一律)
3歳～小学校修了前	月額10,000円(第1子・第2子)
	月額15,000円(第3子以降)
中学生	月額10,000円(一律)
特例給付	月額5,000円(一律)
- **支払時期**
児童手当は、2月～5月分の手当は6月に、6月～9月分の手当は10月に、10月～1月分の手当は2月に支払われます。
- **認定請求**
出生・転入等により新たに受給資格が生じた場合、児童手当等を受給するには、役場の窓口に「認定請求書」の提出が必要です。
児童手当等は、認定請求をした日の属する月の翌月分から、支給事由の消滅した日の属する月分まで支給されます。
※公務員の方は勤務先での手続きとなります。

【お問い合わせ先】
町民課戸籍医療年金係 ☎2-2453

ドコモからのお知らせ

(有料広告)

- 二つ折りのケータイには修理受付が「終了」「終了を予定」している機種があります。
- 修理受付終了機種は、地震等発生時に送られる「緊急速報(エリアメール)」の動作保証外機種となります。
- 故障した場合、大切なデータが復旧できなくなる可能性があります。また、災害発生時の緊急情報把握のために、ぜひお近くのドコモショップ、もしくはドコモコールセンター(0120-800-000)へご相談ください。



お近くのドコモショップはこちらから確認ください。